

久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示

(久喜市立学校評議員要綱の一部改正)

第1条 久喜市立学校評議員要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に、「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

(久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正)

第2条 久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱

第1条中「久喜市立小・中学校職員」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の職員」に改める。

第2条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別記様式中「久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」に改める。

(久喜市障がい児通学費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 久喜市障がい児通学費補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校の」に改める。

様式第1号中

「

久喜市立	小学校
	中学校

」

を

「

久喜市立	小学校
	中学校
	義務教育学校

」

に改める。

(久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱の一部改正)

第4条 久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学生が」を「中学生（義務教育学校の後期課程の生徒を含む。

第2条第1号及び第2号において同じ。）が」に、「（以下「事業」という。）」を「（次条において「事業」という。）」に改める。

第2条第1号中「（以下「受入事業所等」という。）」を「（次条第2項第1号において「受入事業所等」という。）」に改め、同条第3号中「各中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

(久喜市立学校動物飼育の管理に関する要綱の一部改正)

第5条 久喜市立学校動物飼育の管理に関する要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立幼稚園、小学校及び中学校」を「久喜市立幼稚園並びに小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱の一部改正)

第6条 久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱

第1条第1項中「久喜市立小学校及び中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第5条中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書」に改める。

第6条第1項中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書」に改める。

第7条第1項中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書」に改める。

第8条第1項中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書」に改める。

様式第1号中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書」に、「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金の交付」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の交付」に改める。

様式第2号中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金

交付決定通知書」に、「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金について」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について」に改める。

様式第3号中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書」に、「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金の実績」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の実績」に改める。

様式第4号中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書」に、「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金について」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について」に改める。

(久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項の一部改正)

第7条 久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項（平成22年久喜市教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校児童生徒」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒」に改める。

(久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正)

第8条 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「保育園、幼稚園、小学校又は中学校」を「市内の保育園、幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

(久喜市生涯学習人材バンク要綱の一部改正)

第9条 久喜市生涯学習人材バンク要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第3

7号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「小中学校関係者」を「小学校、中学校及び義務教育学校の関係者」に改める。

様式第4号中

「

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計

」

を

「

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）						
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）						
1年生 (7年生)	2年生 (8年生)	3年生 (9年生)	合計			

」

に改める。

(久喜市地域ボランティア手帳事業実施要綱の一部改正)

第10条 久喜市地域ボランティア手帳事業実施要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小中学生等の」を削る。

第3条中「小中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）」に、「小中学生及び」を「児童及び生徒並びに」に改める。

第4条、第6条及び第7条中「市内小中学校」を「学校」に改める。

（久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部改正）

第11条 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第51号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1） 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号。次号において「法」という。）第17条第1項の規定により市内の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している者をいう。

（2） 生徒 法第17条第2項の規定により市内の中学校、義務教育学校の後期課程又は特別支援学校の中学部に就学している者をいう。

第3条を次のように改める。

（所掌事務）

第3条 推進本部会議は、第1条の目的を達成するため、児童及び生徒の通学の安全その他の学校生活における安全に関する事務を所掌する。

（久喜市教育委員会研究委嘱事業要綱の一部改正）

第12条 久喜市教育委員会研究委嘱事業要綱（平成23年久喜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に、「久喜市立の小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学

校」という。)」に改める。

第3条第1項及び第7条中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市教育研究会助成金交付要綱の一部改正)

第13条 久喜市教育研究会助成金交付要綱（平成24年久喜市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領の一部改正)

第14条 久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領（平成28年久喜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「苦情対応実施要綱（」の次に「平成28年久喜市教育委員会告示第5号。」を加える。

第3条中「久喜市立小・中学校職員服務規程」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程」に改める。

(久喜市学校給食費補助金交付要綱の一部改正)

第15条 久喜市学校給食費補助金交付要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「小学校若しくは中学校」を「小学校、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

(久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部改正)

第16条 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「久喜市立中学校」の次に「若しくは義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

第2条を次のように改める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、以下に掲げるものの保護者とする。

(1) 市内に住所を有する中学校第2学年若しくは第3学年の生徒又は義務教育学校第8学年若しくは第9学年の生徒であって、英語検定を受験した者

(2) 久喜市立中学校の第2学年若しくは第3学年に在籍する生徒又は久喜市立義務教育学校の第8学年又は第9学年に在籍する生徒であって英語検定を受験した者

(久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部改正)

第17条 久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱

第1条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第7条中「第3号、」を「第3号。」に改める。

(久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正)

第18条 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱（令和元年久喜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

(久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の一部改正)

第19条 久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱（令和

3 年久喜市教育委員会告示第 2 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用
に関する要綱

第 1 条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 3 条第 1 号中「別表第 1 又は別表第 2」を「別表第 1、別表第 2 又は別表第 3」に改め、同条第 2 号中「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則」に改め、同条第 3 号ア中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱」に改め、「備考欄に」及び「（別紙可）」を削る。

様式第 3 号中「久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱」に改める。

(久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正)

第 20 条 久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和 3 年久喜市教育委員会告示第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「久喜市立小学校又は久喜市立中学校」を「久喜市立小学校、中学校又は義務教育学校」に、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則」に改める。

第 3 条第 3 号中「久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規

則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に関する規則」に改める。

(久喜市立小・中学校教室の開放に関する実施要綱の廃止)

第21条 久喜市立小・中学校教室の開放に関する実施要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第36号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第21条の規定は、令和7年5月1日から施行する。

(久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の規定によりなされた承認、手続その他の行為は、この告示による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により現に委嘱されている新校設立準備委員会（以下この項において「旧委員会」という。）の委員である者は、この告示の施行の日にこの告示による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された新校設立準備委員会の委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同要綱第4条の規定にかかわらず、同日における旧委員

の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。